資料１

第８次山口県保健医療計画の中間評価・見直し（素案）について

令和８年 10 月　医療政策課

１　策定の趣旨

本県の保健医療施策を総合的に推進するための基本指針として策定

２　計画の位置付け

○　医療法第３０条の４第１項に基づく「医療計画」。

○　「在宅医療その他必要な事項については、３年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更すること」とされている。

３　計画期間

令和６年度～令和１１年度の６年間

４　中間評価・見直しの状況

(1) 基本的な考え方

○　５疾病６事業及び在宅医療その他必要な事項については、国の医療計画作成指針等を踏まえ対応。（改正点は主に５疾病・６事業の指標例の見直し）

(2) 数値目標の現状

素案Ｐ２

○　進捗状況等に応じて、「達成」「改善」「維持・後退」「その他」の４区分で評価（達成又は改善が約６割、維持・後退が約１割、その他が約２割）。

○　分野別では、救急医療、災害医療、へき地医療で全ての指標が達成又は改善となっており、取組の成果が出ている。一方、がんに関する指標、精神疾患に関する指標等で数値が策定時から後退。

分野		達成	改善	維持・後退	その他※	計
５疾病	がん	１２	１１	6	4	３３
	脳卒中 心血管疾患	8	7	0	１７	３２
	糖尿病	0	2	1	2	5
	精神疾患	0	5	2	0	7
６事業	救急医療	1	1	0	0	2
	災害医療	3	1	0	0	4
	新興感染症医療	6	0	0	2	8
	へき地医療	1	1	0	0	2
	周産期医療	1	0	1	0	2
	小児医療	2	0	1	0	3
在宅医療		7	3	1	0	１１
人材	医師	0	1	0	0	1
	薬剤師	0	0	0	1	1
	看護職員	0	1	0	0	1
計		**４１**	**３３**	**１２**	**２６**	**１１２**
構成比		**３６％**	**３０％**	**１１％**	**２３％**	**１００％**

※：国の統計が未公表等により、策定時からデータが更新できないもの

(3) 見直しの内容

① 基準病床数

素案Ｐ４

「精神病床」の算定においては、国が示した算定式に基づき令和 11 年における推計患者数等を踏まえて算定していることから、見直しを行う。

［現行］4,727 床　→　［見直し後］4,077 床

② 数値目標の追加・見直し

（数値目標の追加）

・　関連計画との整合等を図るため、新たに３項目を数値目標に追加。

区　分	目　標	基準値 （現状）	目標値	素案
脳卒中 心血管疾患	新脳梗塞に対する t-PA による血栓溶解療法の実施率	6.8% （R5 年）	7.0% （R10 年）	P18
脳卒中 心血管疾患	新脳梗塞に対する血栓回収療法の実施件数（人口 10 万対）	15.8 件 （R5 年）	16.0 件 （R10 年）	P18
脳卒中 心血管疾患	新救急要請から救急医療機関への搬送までに要した平均時間	保健医療圏ごとの実績時間 （R2 年）	減らす （R10 年）	P19

（数値目標の見直し）

・　関連計画との整合等を図るため、６項目について、目標値等を見直し。

区分	目　標	基準値 （現状）	目標値 （見直し後）	素案
脳卒中 心血管疾患	改収縮期血圧 130mmHg以上の人の割合	男 45.4% 女 36.7% （R2 年度）	男 42% 女 33% （R8 年度）	P17
精神疾患	改精神病床からの退院後１年以内の地域における平均生活日数	318日 （R2 年）	調整中 （R11 年）	P25
精神疾患	改精神病床への30日以上の再入院率 （退院後 90 日、180 日、365 日）	退院後 90 日 11.7% 退院後 180 日 20.1% 退院後 365 日 29.2% （R5 年）	調整中 （R11 年）	P25
精神疾患	改精神病床における１年以上の長期在院者数	3,543人 （R2 年）	調整中 （R11 年）	P25

区分	目　標	基準値 (現状)	目標値 (見直し後)	素案
精神疾患	改認知症サポーター養成数 (累計)	156,307 人 (R4 年度)	216,600 人 (R11 年度)	P25
災害医療	改広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への医療機関情報の入力率	37% (R4 年度)	100% (R10 年度)	P29

③　在宅医療分野の見直し　素案 P40

高齢化の進行による訪問診療患者数の増加等に対応するため、令和８年度までの在宅医療の必要量を設定しているが、このたび、市町の介護保険事業計画の改定との整合を図るため、令和 11 年度に向けた必要量を設定する必要がある。現在市町等と調整中のため、素案では未記載。

④　外来医療分野の見直し[外来医療計画]　素案 P43

国の第８次（後期）ガイドライン及び最新の外来医師偏在指標を踏まえ、外来医師多数区域を見直すとともに、従前から地域で不足するとしている医療機能を、地域外来医療として位置付ける。

⑤　医師分野の見直し[医師確保計画]　素案 P44

国の第８次（後期）ガイドラインを踏まえ、最新の医師偏在指標等に基づく各種指標・目標の更新、県内定着状況等を含む評価指標の充実、医師偏在是正プランの策定など、医師確保に係る各種取組を計画に反映する。

５　スケジュール

令和８年１１月　医療審議会（素案審議）
　　１２月　県議会環境福祉委員会（素案報告）
　　パブリックコメント実施
令和９年　１月　地域医療対策協議会（８圏域）（最終案審議）
　　２月　医療審議会（最終案審議）
　　３月　県議会環境福祉委員会（最終案報告）、計画策定・公示